

三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員キャリアアップ支援事業補助金 Q&A

(令和7年4月)

1 補助対象者について			
Q1	対象となる事業所は？	A1	三鷹市内に所在する次の障がい福祉サービス等の事業所です。 ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者等包括支援・施設入所支援・自立訓練・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助・障害者支援施設・地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援・三鷹市障がい者移動支援事業・三鷹市障がい者日中一時支援事業・三鷹市地域活動支援センター・三鷹市障がい者就労支援センター・三鷹市障がい者相談支援センター
Q2	派遣社員は対象となるか？	A2	三鷹市内の障がい福祉サービス事業所等を運営する法人に直接雇用されていない場合は、対象となりません。
Q3	三鷹市在住ではないが、三鷹市内の事業所に勤務している。補助金の対象となるか？	A3	対象となります。
Q4	三鷹市外の事業所から三鷹市内の事業所へ法人内で異動してきたが、異動前の勤務期間を合算していいか？	A4	三鷹市内の事業所で3か月以上勤務している必要があります。 市内に同一法人の事業所が複数あり、市内で異動した場合は、合算して問題ありません。
Q5	三鷹市内の事業所に勤務している間に研修を修了し、対象者の要件を満たしたが、現在は辞めている。補助金の対象になるか？	A5	申請日時点で退職している場合は、申請できません。 研修修了日から1年以内に三鷹市内の事業所で勤務を開始し、対象者の要件を満たせば申請できます。
2 補助対象経費について			
Q6	補助対象経費の教材費などは税込みの金額か？	A6	税込みの金額です。
Q7	資格取得試験を受けるためにかかった交通費は、補助対象経費となるか？	A7	対象経費には含まれません。
Q8	自主勉強のために書店等で購入した教本等の費用は、補助対象経費となるか？	A8	対象経費には含まれません。
Q9	資格試験を受ける年の前年に受験対策講座を受けたが、補助対象経費となるか？	A9	申請する年度の前々年度までに受講した講座は、対象経費に含めることができます。 研修受講の場合は、申請する年度の前年度までに修了した研修が対象です。
3 申請について			
Q10	申込みと受験料の支払いは本人が行ったが、事業者から費用を渡している。本人と事業者のどちらから申請するのか？	A10	事業者から申請してください。 事業者から本人へ支払ったことが確認できる領収書や給与明細等をご提出ください。
Q11	受験手数料払込票のコピーをとらずに受験申込書に添付してしまったが、どうすればいいか？	A11	受験要項の手数料金額のわかるページのコピーでも受け付けます。
Q12	銀行振込、クレジットカード決済で領収書を発行できないが、どうすればいいか？	A12	支払ったことが確認できる資料をご提出ください。